

## 公立大学法人公立鳥取環境大学総合評価落札方式実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）が締結する売買、賃借、請負その他業務（以下「業務」という。）に係る契約のうち、公立大学法人公立鳥取環境大学会計規則第31条第3項の規定に基づき、入札価格その他の条件が法人にとって、最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）による入札の実施に関し、公立大学法人公立鳥取環境大学会計規則及び公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程（以下「契約事務規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象業務)

第2条 総合評価落札方式により入札を行うことができる業務は、価格のほかその業務の性質上、入札参加者の有する技術力やサービス向上の提案も考慮しなければ、著しく品質の低下を招く恐れがあると経理責任者が認めた業務とする。

### (入札公告等)

第3条 経理責任者は、総合評価落札方式により入札しようとするときは、契約事務規程第4条第3項に規定するもののほか次の各号に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 提出を求める価格その他の条件についての評価（以下「総合評価」という。）に必要な業務提案（以下「業務提案」という。）の内容及び提出期限等
- (2) 第5条に規定する落札者決定基準
- (3) その他必要と認める事項

### (業務提案)

第4条 経理責任者は、必要に応じ、総合評価を行う際に必要な業務提案を入札者に提出させることができるものとする。

- 2 業務提案の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

### (落札者決定基準)

第5条 経理責任者は、落札者決定基準として評価基準、評価の方法及びその他の基準を第2条で規定する業務ごとに定める実施要項に基づき、別に定めるものとする。

### (入札・評価審査委員会の設置)

第6条 経理責任者は、総合評価落札方式を適正に実施するため、業務ごとに入札・評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、当該業務を管轄している公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第11条に規定する常設委員会の委員長が指名した複数の委員で組織する。ただし、当該業務が常設委員会で管轄されないものであるときは、理事長が委員を指名する。
- 3 経理責任者が落札者決定基準を定めるにあたり、委員会は意見を述べるものとする。
- 4 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、業務ごとに別に定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 第5条に規定する評価の方法は、当該入札者の入札価格を点数化したもの（以下「価格評価点」という。）と各評価項目の得点を合計したもの（以下「技術評価点」という。）を合算して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって評価する加算方式とする。

加算方式

評価値＝価格評価点＋技術評価点

- 2 価格評価点と技術評価点の配点割合は事案ごとに個別に判断できる。
- 3 価格評価点は、次の算定方式により算定する。

価格評価点＝配点×（1－入札価格／予定価格）

- 4 経理責任者は、前3項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いた上で別の方法で評価することができる。
- 5 評価の方法は、委員会の議を経て決定する。

(落札者決定の方法)

第8条 経理責任者は、落札者の決定にあたり予定価格の制限範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、落札者決定基準により総合評価を行い評価値の最も高い者を落札候補者とした上で、委員会の議を経て落札者を決定するものとする。

- 2 経理責任者は、総合評価を行おうとするときに、予定価格の制限の範囲内の価格で入札していない入札者又は明らかに失格であると認められる入札者については、総合評価を行わないものとする。
- 3 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない法人の職員にくじを引かせて決定するものとする。

(総合評価結果の公表)

第9条 法人は、落札決定後すみやかに落札者、落札額、総合評価の点数、審査項目及び評価の基準毎の点数並びに評価要旨について公立大学法人公立鳥取環境大学ホームページ及び閲覧により公表するものとする。

(苦情申立等)

第10条 入札者のうち落札者とならなかった者は、前条の公表を行った日の翌日から起算して10営業日以内に、落札者として選定されなかった理由の説明を法人に対し求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、業務に係る総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行する。